

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

静岡地方裁判所(本庁) 執行官室(電話番号054-255-8534)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 25 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 22 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 9 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 7 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 28 日 午前 9 時 50 分 場 所 静岡地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 8 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 10 月 9 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 25 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,670,000 2,936,000	一括	734,000	190,772	0
1	780,000				
2	130,000				
3	2,760,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 御前崎市白羽字御林
 地 番 5 7 2 1 番 2
 地 目 宅地
 地 積 1 9 6 . 4 4 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 2 所 在 御前崎市白羽字御林
 地 番 5 7 2 1 番 2 6
 地 目 宅地
 地 積 3 3 . 3 8 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 3 所 在 御前崎市白羽字御林 5 7 2 1 番地 2、5 7 2 1 番地 2 6、
 家屋 番号 5 7 2 1 番 2
 種 類 居宅
 構 造 鉄骨造アルミニューム板葺 3 階建
 床 面 積 1 階 9 3 . 5 0 平方メートル
 2 階 7 0 . 1 2 平方メートル
 3 階 6 5 . 5 0 平方メートル
 共有者 A 持分 1 0 0 分の 6 2
 共有者 B 持分 1 0 0 分の 3 8



物 件 明 細 書

令和 7年 7月 8日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 御前崎市白羽字御林
 地 番 5 7 2 1 番 2
 地 目 宅地
 地 積 1 9 6 . 4 4 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 2 所 在 御前崎市白羽字御林
 地 番 5 7 2 1 番 2 6
 地 目 宅地
 地 積 3 3 . 3 8 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 3 所 在 御前崎市白羽字御林 5 7 2 1 番地 2、5 7 2 1 番地 2 6、
 家屋 番号 5 7 2 1 番 2
 種 類 居宅
 構 造 鉄骨造アルミニューム板葺 3 階建
 床 面 積 1 階 9 3 . 5 0 平方メートル
 2 階 7 0 . 1 2 平方メートル
 3 階 6 5 . 5 0 平方メートル
 共有者 A 持分 1 0 0 分の 6 2
 共有者 B 持分 1 0 0 分の 3 8



令和 7 年 (ケ) 第 23 号
令和 7 年 4 月 23 日受理
令和 7 年 6 月 3 日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所

執行官 良 村 和 徳 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 御前崎市白羽字御林
 地 番 5 7 2 1 番 2
 地 目 宅地
 地 積 1 9 6 . 4 4 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 2 所 在 御前崎市白羽字御林
 地 番 5 7 2 1 番 2 6
 地 目 宅地
 地 積 3 3 . 3 8 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 3 所 在 御前崎市白羽字御林 5 7 2 1 番地 2、5 7 2 1 番地
 2 6、
 家屋 番号 5 7 2 1 番 2
 種 類 居宅
 構 造 鉄骨造アルミニューム板葺 3 階建
 床 面 積 1 階 9 3 . 5 0 平方メートル
 2 階 7 0 . 1 2 平方メートル
 3 階 6 5 . 5 0 平方メートル
 共有者 A 持分 1 0 0 分の 6 2
 共有者 B 持分 1 0 0 分の 3 8



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1, 2		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1, 2) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ ほぼ公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 建物配置図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら A, B ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有 (共有) し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら A, B ☐ その他の者 上記の者らが本建物を居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 本件土地について
物件1の土地は、その北側で市道「120号線」と接道している。
- 本件建物について
本件建物は、雨漏りするところがある。
本件不動産に係る水道管の一部が、隣地（目的外土地 地番5721-1）を通っている可能性がある。
建物内のクロスの汚れが目立つ。
- 本件物件に係る供給施設・公法上の規制の概要等については、評価書中の記載を参照されたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (共有者)	1 私は、本件土地建物の共有者です。相共有者であるBは、私の息子です。 2 本件建物は、私と息子が居宅として使用しています。 3 本件建物は、1階の和室（2部屋）と2階の台所で雨漏りするところがあります。
☒ B (共有者)	1 私は、本件土地建物の共有者です。相共有者であるAは、私の母親です。 2 本件建物は、私と母が居宅として使用しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月23日（水）	執行官室	間取図交付請求（郵送） 御前崎市役所 備え付けなし
7年5月13日（火） 15：39－15：47	物件所在地	現地確認、外観写真撮影、占有関係調査
7年5月13日（火）	執行官室	共有者らA、Bに対し、占有関係照会書送付（郵送） 返信用封筒付き 書面による回答あり
7年5月19日（月） 15：39－15：47	静岡地方法務局	隣接土地等の現在事項証明書申請
7年5月23日（金） 10：00－11：15	物件所在地	占有関係調査、立入調査、写真撮影、評価人同行、境界調査、共有者らA、Bと面談

（特記事項）

■ 令和7年5月23日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

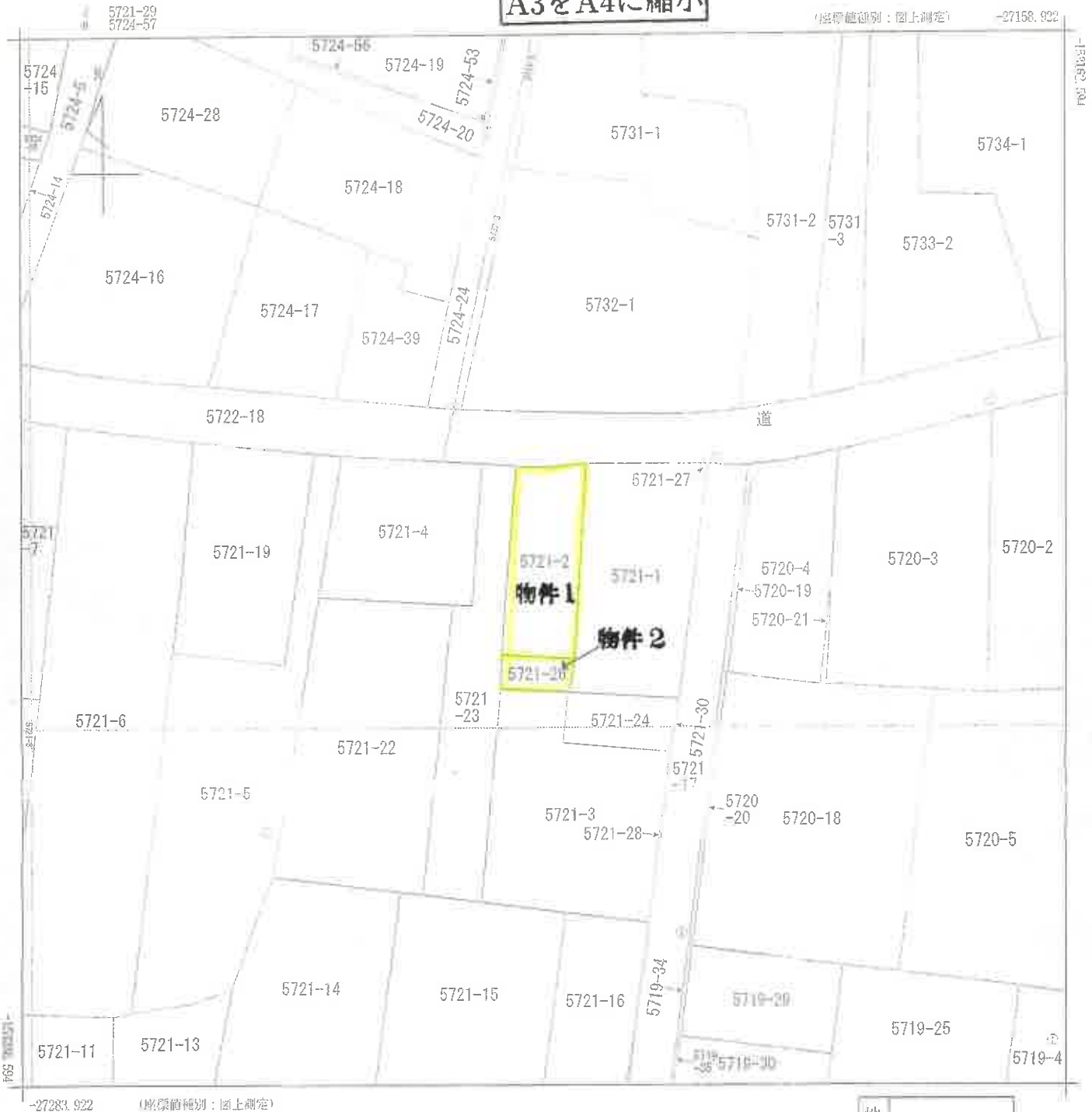
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3をA4に縮小



地番区域見出し
白羽

請求部	所在	御前崎市白羽字御林				地番	5721番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和56年3月			備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月4日
静岡地方方法務局掛川支局

請求番号: 14-2
(1/1)

登記官

(6枚目)

A3をA4に縮小

この図面は図面に記載されている内容と実地を照合したものであり、
静岡地方裁判所調停部より提出されたものである。
令和7年3月4日
静岡地方裁判所調停部より提出

各 階 平 面 図

293139

家屋番号 5721番2

建物の所在 標原郡御前崎町白羽字御休5721番地2, 5721番地26

御前崎市

○建物図面
△各階平面図



静岡県土地家屋調査士会会員指定用紙

製作者

縮尺

1/500

申請人

縮尺

1/500



(単位:m)

A3をA4に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した旨の
平成13年3月4日
静岡県庁登録局印用文房

登記簿

物件3

各階平面図

225110

家屋番号	5721番2
建築物の所在	藤原郡御前崎町白羽字御林5721番地2, 5721番地26

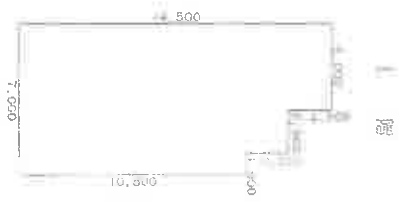
御前崎市

建築物各階平面図



求積表

5,000	×	3,500	=	17,500,000	
5,000	×	3,000	=	15,000,000	
7,000	×	0,500	×	1/2 =	3,625,000
14,000	×	0,500	=	7,000,000	
9,000	×	3,000	=	27,000,000	
合 計				70,125,000	
床 面 積				70.12 m ²	



求積表

14,500	×	4,000	=	58,000,000
12,500	×	2,000	=	25,000,000
10,500	×	1,000	=	10,500,000
合 計				93,500,000
床 面 積				93.50 m ²



求積表

3,500	×	2,000	=	7,000,000
4,000	×	3,000	=	12,000,000
11,500	×	1,000	=	11,500,000
10,500	×	2,000	=	21,000,000
合 計				51,500,000
床 面 積				51.50 m ²

静岡県土地家屋調査士会会館指定用紙

標記	作業者	土地家屋
----	-----	------

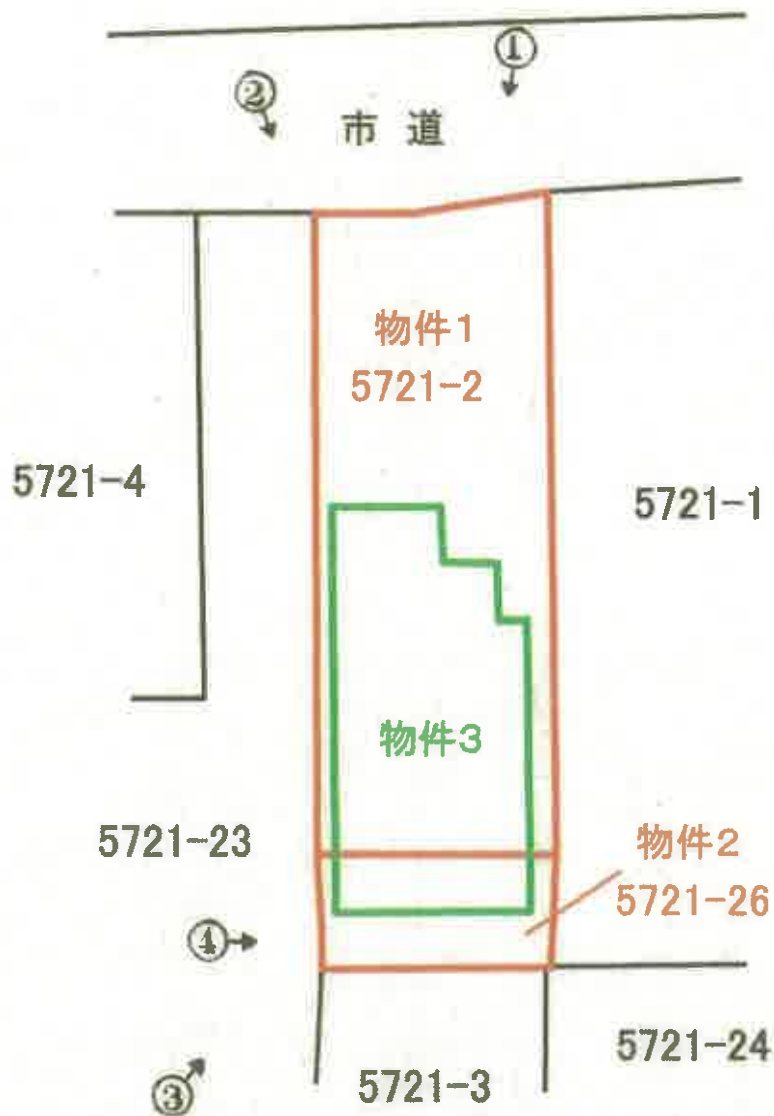
縮尺	1/250	申請人
----	-------	-----

縮尺	1/250
----	-------



(単位:m)

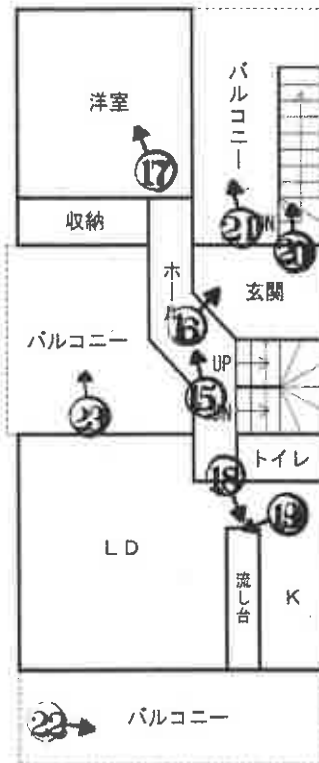
建物配置図



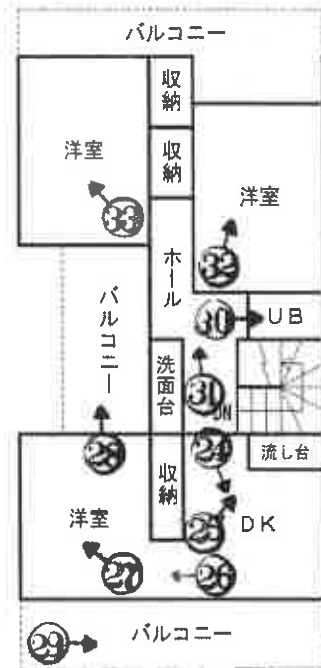
間取図



< 1 階 >



< 2 階 >



< 3 階 >

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5

建物内の状況



写真 6

建物内の状況



写真 7

建物内の状況
(雨漏りする箇所)



写真 8

建物内の状況



写真 9

建物内の状況
(雨漏りする箇所)



写真 1 0

建物内の状況



写真 1 1

建物内の状況



写真 1 2

建物内の状況



(16 枚目)

写真 1 3

建物内の状況



写真 1 4

建物内の状況



写真 1 5

建物内の状況



写真 1 6

建物内の状況



写真 1 7

建物内の状況



写真 1 8

建物内の状況



写真 1 9

建物内の状況



写真 2 0

外階段



(20 枚目)

写真 2 1



写真 2 2



写真 2 3



写真 2 4

建物内の状況



(22 枚目)

写真 2 5

建物内の状況



写真 2 6

建物内の状況



写真 2 7

建物内の状況



写真 2 8



写真 2 9



写真 3 0

建物内の状況



(25 枚目)

写真 3 1

建物内の状況



写真 3 2

建物内の状況



写真 3 3

建物内の状況



令和 7年(ケ)第 23号
令和 7年 5月23日 現地調査
令和 7年 6月 4日 評 価

静岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

渡辺力也 印

物 件 目 録

- 1 所 在 御前崎市白羽字御林
 地 番 5 7 2 1 番 2
 地 目 宅地
 地 積 1 9 6 . 4 4 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 2 所 在 御前崎市白羽字御林
 地 番 5 7 2 1 番 2 6
 地 目 宅地
 地 積 3 3 . 3 8 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 3 所 在 御前崎市白羽字御林 5 7 2 1 番地 2、5 7 2 1 番地 2 6、
 家屋 番号 5 7 2 1 番 2
 種 類 居宅
 構 造 鉄骨造アルミニューム板葺 3 階建
 床 面 積 1 階 9 3 . 5 0 平方メートル
 2 階 7 0 . 1 2 平方メートル
 3 階 6 5 . 5 0 平方メートル
 共有者 A 持分 1 0 0 分の 6 2
 共有者 B 持分 1 0 0 分の 3 8



第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 6 7 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 7 8 0, 0 0 0 円
物件2 (土地)	金 1 3 0, 0 0 0 円
物件3 (建物)	金 2, 7 6 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
3	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
・物件1、2の土地は一体一画地を形成し、物件3の建物の敷地として利用されている。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	JR 東海道本線「菊川」駅の南東方・直線距離約 19km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅と農地が混在する台地上の住宅地域。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員 等の個別的な 規制を考慮し ない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途無指定 60% 200% なし なし
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	物件1：196.44 m ² 、物件2：33.38 m ² 合計：229.82 m ² 長方形 間口約 8.5m、奥行約 27m 平坦地 路面とほぼ等高に接面する中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	北側幅員約 5.8～6.4mの舗装市道（建築基準法上の道路）	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件3の建物の敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし その他・・・なし	
供給処理施設	上 水 道 あり ※特記事項参照 ガス配管 なし 下 水 道 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・御前崎市上下水道課での聴取によると、上水道は接面する市道にある埋設管からの引き込みではなく、物件1、2の土地の東方にある市道の埋設管から隣接する地番5721番1を通過して引き込まれている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月（登記記載）：平成13年3月新築 経 過 年 数：約24年 経済的残存耐用年数：約6年
仕 様	構 造：鉄骨造3階建 屋 根：アルミニウム板 外 壁：ALC等 内 壁：クロス等 天 井：クロス、ボード等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水、衛生（水洗） その他：浄化槽使用
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	劣る
建 物 の 利 用 状 況	建物共有者らが本建物を居宅として使用している。 ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特 記 事 項	・建物内は経年劣化による減耗・損傷等に加えて、雨漏りする箇所があり変色やクロスの剥がれ等が認められる。また、天井や内壁のクロス及び床のフローリング等に汚れが認められる。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が戸建住宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

物件1、2の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	15,800	1.00	196.44	0.9	2,790,000
2	15,800	1.00	33.38	0.9	470,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価基準地 御前崎（県）－4

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $17,400 \text{ 円/㎡} \times 98.4/100 \times 100/103 \times 100/105 \approx 15,800 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：接道方位を考慮した。

◇地 域 格 差：基準地は街路条件に劣るが、環境条件に優る。

イ 個 別 格 差：なし。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ= エ
3	172,000	229.12	0.15	5,910,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して下記のとおり求めた。

経過年数 24 年、経済的残存耐用年数 6 年、観察減価 25%

（耐用年数に基づく方法）（観察減価法）

現価率＝6 年 ÷ (24 年＋6 年) × (1－0.25) ＝ 0.15

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1	2,790,000	0.3	法定地上権	840,000
2	470,000	0.3	法定地上権	140,000
計				980,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	2,790,000	－ 840,000		0.8	0.5	780,000
2	470,000	－ 140,000		0.8	0.5	130,000
3	5,910,000	＋ 980,000	—	0.8	0.5	2,760,000
一 括 価 格 (合 計)						3,670,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、隣地を介して給水管が敷設されていること等を考慮して、なお市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価基準地価格 (御前崎(県)－4)

所 在：御前崎市白羽字曾根5372番10

価 格：17,400円/㎡

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：279㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：南側5m市道

用途指定等：非線引都市計画区域(建蔽率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅の間に農地が見られる住宅地域

第7 附属資料

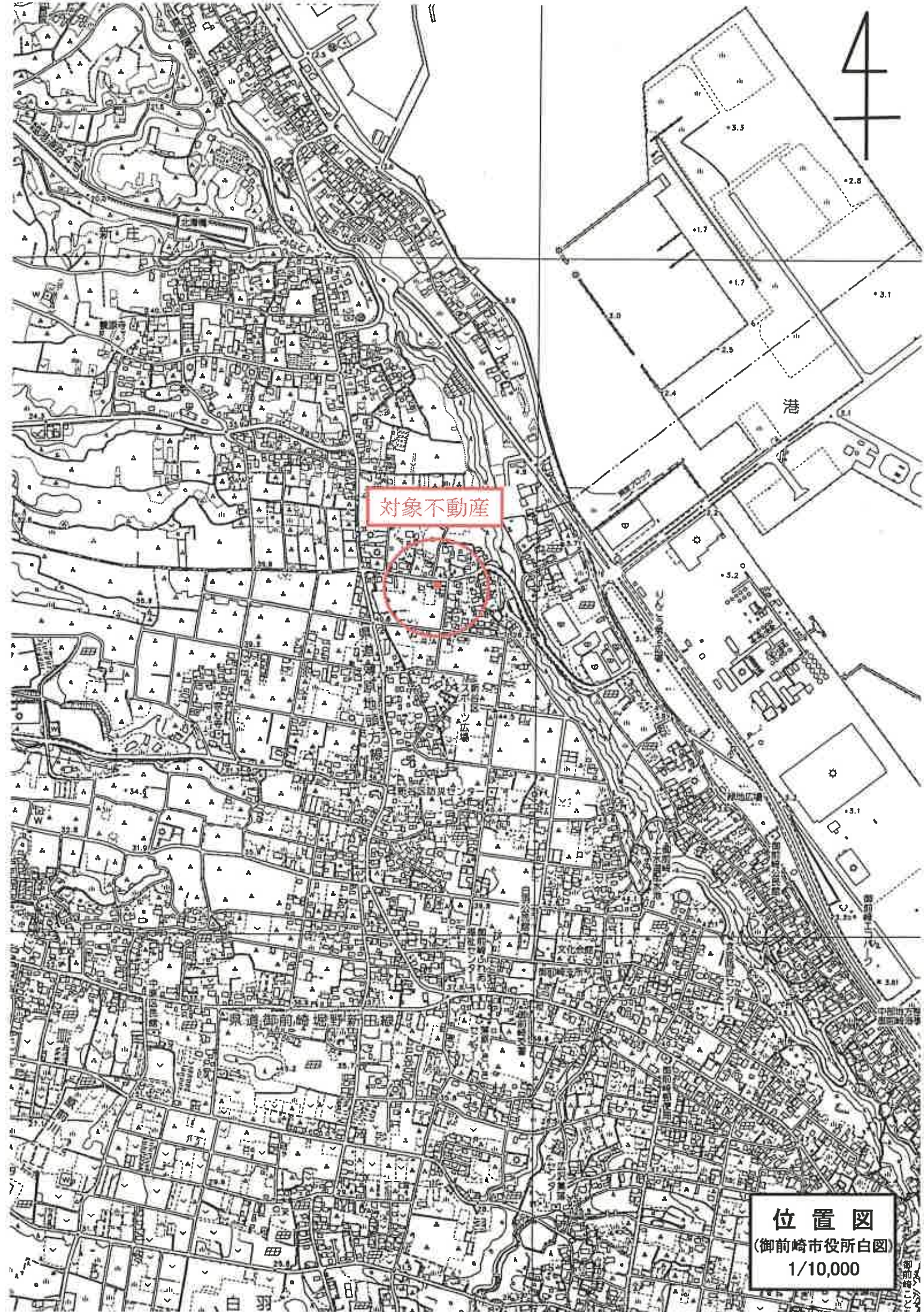
1 位置図

2 地図写

3 建物配置図

4 間取図

以 上

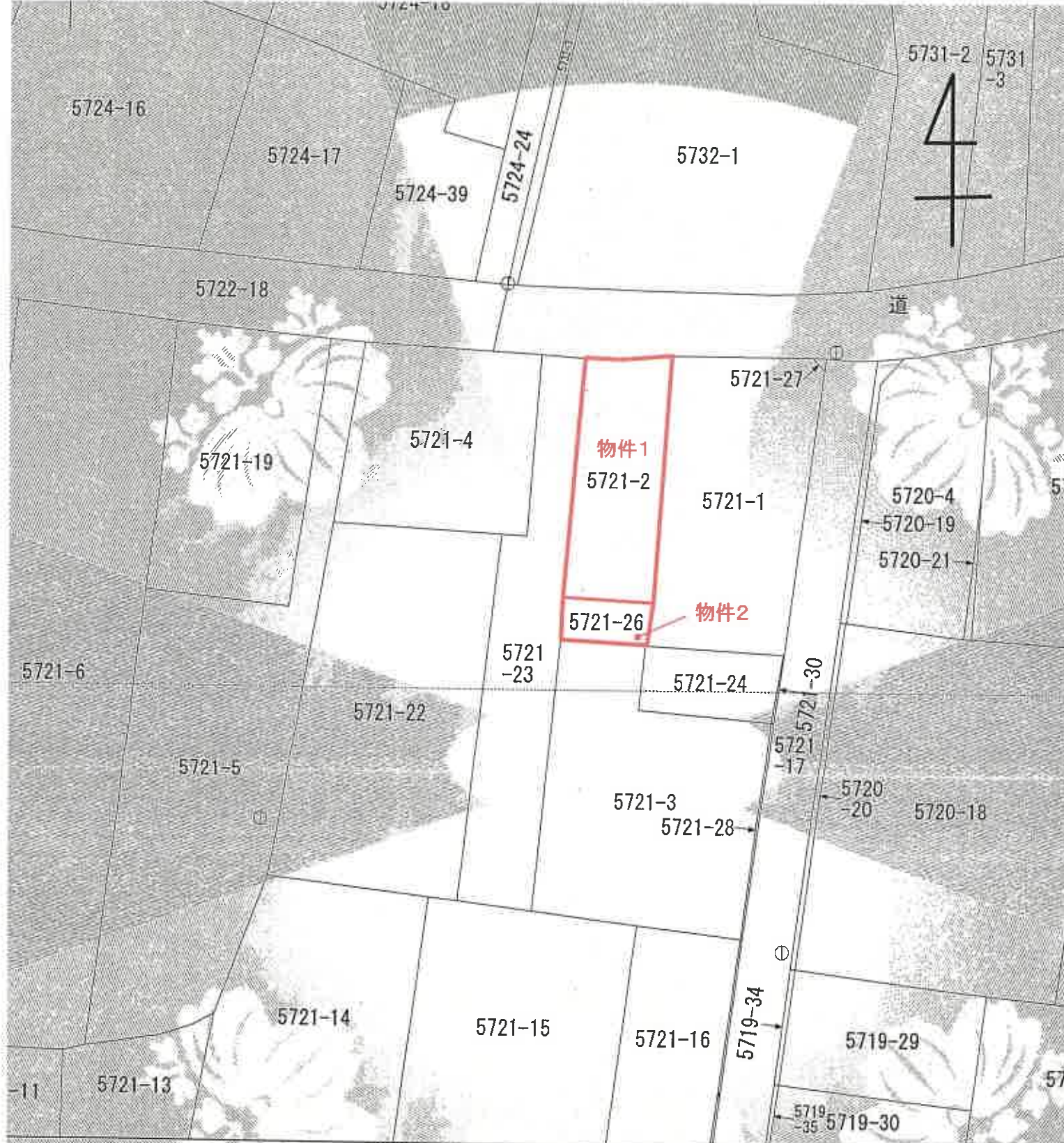


対象不動産

位置図

(御前崎市役所白図)

1/10,000



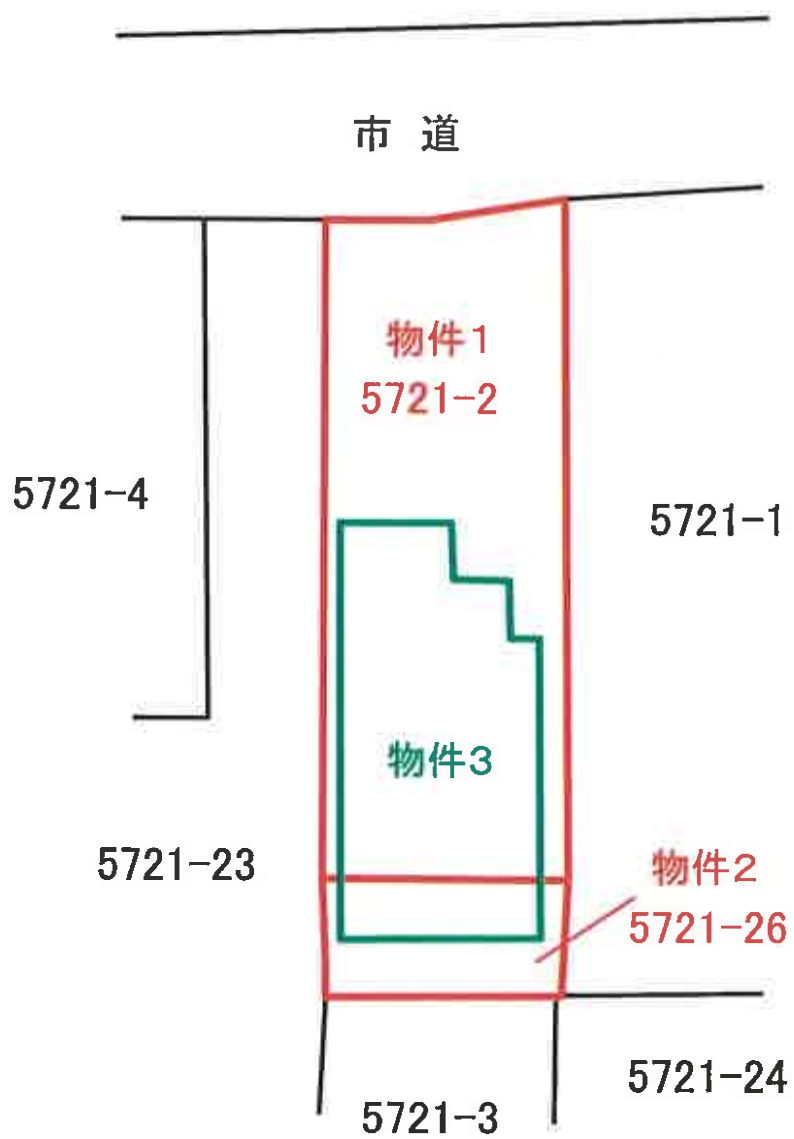
922 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出

在 御前崎市白羽字御林				地 番 5721番2	
0	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VII	分類 地図(法第14条第1項)

地図写
1/500

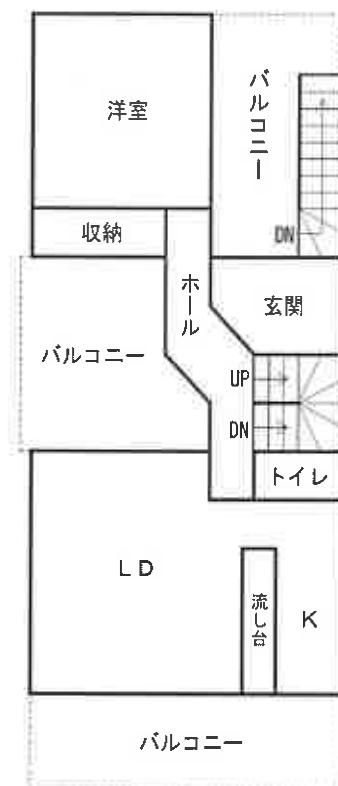
建物配置図



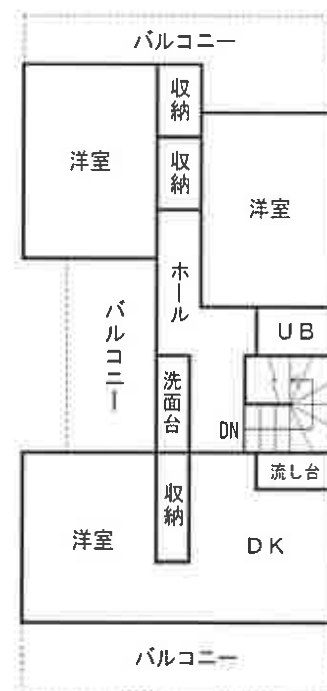
間取図



< 1 階 >



< 2 階 >



< 3 階 >